

熊本市生物多様性プラットフォーム（仮称）運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、熊本市生物多様性プラットフォーム（仮称）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 熊本市の生物多様性の保全や持続可能な利用に取り組む市民活動団体、事業者、学校等（以下「団体等」という。）を熊本市生物多様性プラットフォーム（仮称）に登録をし、登録をした団体等（以下「登録者」という。）が連携・協働できる基盤を構築することにより、本市の生物多様性に関する活動の推進に寄与することを目的とする。

（組織）

第3条 熊本市生物多様性プラットフォーム（仮称）は、次の各号に該当する者で構成するものとする。

（1）登録者

（2）前条の目的を達成するために必要な知識、経験を有すると認められる者

（取組）

第4条 熊本市生物多様性プラットフォーム（仮称）は、第2条に掲げる目的を達成するため、次に掲げる取組を行う。

（1）登録者の概要及び活動等に関する情報の発信

（2）登録者同士の情報共有及び交流の促進

（3）その他熊本市の生物多様性に寄与する取組

（事務局）

第5条 前条の取組を行うために、事務局を置く。

2 事務局は環境局環境推進部環境共生課をもって組織する。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、運用に関し必要な事項は、環境局環境推進部環境共生課長が定める。

附則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。